

令和8年6月1日から 面会に関するルールを一部変更します

■ 面会に関するルールの主な変更点

項目	令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
面会時間	14時～19時	14時～19時
滞在時間	原則 15分 以内	原則 30分 以内
入館手続き	東玄関で面会証を提示のうえ 面会届を記入し、 入館証を受け取る	(面会証は廃止) 東玄関で、面会届を記入し、 入館証を受け取る
人数	原則 2人 以下	原則 3人 以下
面会不可の方	・感染症の症状がある方 ・中学生以下は不可	・感染症の症状がある方 ・ COVID-19 罹患歴のある方 (発症から10日以内) ・ インフルエンザ罹患歴のある方 (発症から5日以内、 または解熱後2日以内) ・中学生以下は不可

■ 補足事項

- ・ 院内で感染症の拡大が確認された場合や患者さんの状況などにより、面会を制限させていただく場合がございます。
- ・ 多床室で面会を行う場合には、大声で話さないなど同室者への御配慮をよろしくお願いいたします。